

市谷議員 再要望項目一覧

令和元年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(1) 鳥取県済生会境港総合病院について 公立病院が行う施設等の整備に対する借入金の償還支払い利息にたいし県が補助を行っている（自治体病院補助事業）が、以前対象であった鳥取県済生会境港総合病院が、現在は対象外となっている。同病院は、西部地域に県立病院がないことから、鳥取県が誘致してきた病院であり、以前は、県知事が支部長であったが、地方分権一括法の関係で、現在支部長は境港市長となっているが、副支部長は県福祉保健部長となっている。同病院は、境港がもつ特性と県施策の関係から、感染症対策、海上事故での患者受け入れ、原発事故避難退避場所など、事実上、県立病院の役割を果たしているとも言える。同病院が、改修等を予定しており、県として、何らかの財政支援を行うこと。</p>	<p>病院からは具体的な計画は現在検討中と聞いており、具体的な相談があれば必要に応じて検討する。</p>
<p>(2) 医師確保について 現在、医師には、義務臨床研修だけでなく、専門医の資格を持つための研修が求められており、医師確保のためには、それらの研修に見合った、医師確保の奨学金制度が求められている。県が行う医師奨学金返済免除のための就業期間からは、県内病院では受けにくい専門医研修の期間は除外すること。また各病院が専門医研修をするための医師養成（勤務医の専門医資格取得）に対し、県が支援をすること。</p>	<p>平成30年4月から新専門医制度が開始され、県内で勤務しながら概ねの領域の資格取得が可能となっている。これまで県内病院で専門医研修が受けにくいとは聞いていないが、今後、そのような事例が発生した場合は、必要に応じて検討する。 また、専門医研修は、日本専門医機構、各学会及び各基幹病院が専門医を生涯にわたり主体的に育成していくものであり、県の支援は考えていない。</p>
<p>(3) 米軍海兵隊岩国基地所属機の墜落事故について 昨年12月、FA18D 戦闘攻撃機と KC130 空中給油機が夜間空中給油中に接触し、高知県沖に墜落する事故があった。9月26日に公表された同事故の報告書では、「禁止されていた睡眠導入剤の服用」、「飛行中に読書やひげそり」、「スマホで自撮り」などの規律違反が行われていたことや、2016年4月28日には同機種同士による接触事故での緊急着陸があったが、原因究明も日本側への報告もなされていないことが明らかになった。これらの事故は、沖縄本島沖の「固定型」の「<u>臨時制限空域（アルトラブ）</u>」である「<u>タイガー</u>」空域での訓練中だったことが明らかになっている。<u>規律違反の訓練について、米軍に対し厳重に抗議し、飛行中止を求め、再発防止のための実効ある措置を求めること。来年、美保基地に配備予定の空中給油機の給油訓練は、自衛隊の訓練空域で行うとされているが、米軍への給油も否定されていない。訓練はどの訓練空域で行うのか、自衛隊の訓練空域なのか、米軍の訓練空域なのか、米軍の臨時制限空域なのか、明らかにすること。またそれぞれの訓練空域はどこなのかを地図で示すよう求めること。</u></p>	<p>外交防衛は国の専権事項であり、国において責任をもって取り組まれるべきであることから、本県が米軍へ申し入れることは考えていない。 空中給油機の訓練については、今年6月28日の鳥取県議会全員協議会において、自衛隊が保有する訓練空域の中で行う旨の説明がなされている。空中給油機の配備にあたっては、国から改めて協議がなされる予定であり、具体的な訓練空域や飛行経路なども踏まえた安全面や環境面での検証等を十分に行った上で判断することとしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(4) 災害時の連携備蓄について</p> <p>災害時の避難所に災害物資の備蓄品がない場合、連携備蓄の手法がとられているが、連携備蓄の場合、どこに何があり、いつごろに届く予定なのかが、住民にはよくわからない状態になっている。自治会が避難所運営に関わるようになってきている今日、自治会や住民に連携備蓄のあり方がわかるようにすること。</p>	<p>連携備蓄については、制度の実施要領、対象物資の内容及び県、各市町村の備蓄数量を県ホームページで公表している。</p> <p>災害が発生した場合には、自市町村内の備蓄物資を使用する場合、県や支援を行う他の自治体が物資を提供する場合のいずれにおいても、その受入れや配分の調整は被災地となった市町村が行うことから、物資の配送予定等は各市町村が責任を持って調整されるものと思われるが、必要な情報を避難所運営に関わる自治会関係者等にきちんと伝えていただくよう、改めて市町村には要請をする。</p>
<p>(5) 性暴力被害者支援センター</p> <p>近年相談件数がうなぎ登りになっているが、体制は常勤職員1名と非常勤1名で、あとはボランティアの相談員に支えられており、十分な相談体制とは言えない。常勤職員を増員すること。また全国的に、運営費の半分を国が出すことになっているが、出ていないという実態が広がっている。国の財政支援を抜本的に拡充するよう求めること。</p>	<p>令和元年10月1日から、性暴力被害者支援センターの事務局は、性暴力を含む犯罪被害者等支援の専門的な知識・経験を有するとっとり被害者支援センターに移管している。</p> <p>当該センター事務局長が性暴力被害者支援センター事務局長を兼務することで、情報を一元管理し、一体的な支援体制を確保するとともに、専門的知見を有する事務局長のもと、常勤職員1人、非常勤職員1人、有償の支援員47人（今年度4人増）の相談体制で適切に対応しており、今後も支援員のスキルアップ研修を実施するなど、相談対応を強化することとしている。</p> <p>なお、本県の性暴力被害者支援センター運営費については、国の性犯罪・性暴力被害者支援交付金における基準額（運営費の2分の1相当）は確保されているが、単県で支援を行っている部分もあることから、今後基準額の引上げ等について国に要望してまいりたい。</p>
<p>(6) 河川管理費の増額</p> <p>昨年度・今年度と河川の樹木伐採・河道掘削は、国3カ年緊急対策で大幅に予算が増えたところであるが、一方で単県事業費が削減されてしまった。地域住民の要望に応えるためには、国事業でひろえない事業もあるため、単県事業費を年間2億円ベースから倍増させるなど、抜本的に予算を増やすこと。</p>	<p>昨年の西日本豪雨を踏まえ、今年度は緊急措置として、人命確保を最優先とする河川氾濫を防ぐための樹木伐採・河道掘削を拡充し、重点的に実施している。</p> <p>（3カ年緊急対策事業（樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業）平成30年度2月補正：1,300百万円、令和元年度6月補正：1,128百万円）</p> <p>なお、単県維持管理事業についても、必要な事業量が確保されるよう、来年度当初予算での対応を検討する。</p>